

京都市上下水道企業管理規程第23号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「担当部長」の右に「，周辺地域対策担当部長」を，「研修担当課長」の右に「，京北分室担当課長」を加える。

第4条第1項ただし書を削り，同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず，周辺地域対策担当部長が置かれなないときは，周辺地域対策担当部長の特定の専決事項に係る権限を総務部長に委譲し，京北分室担当課長が置かれなないときは，京北分室担当課長の特定の専決事項に係る権限を地域水道課長に委譲する。

別表第1課長（組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課長に限る。）の項中「課長に」を「課の課長に」に改める。

別表第2総務部担当部長の項中「総務部担当部長」を「周辺地域対策担当部長」に改め，同項第5号中「第5条及び」を削り，同表地域水道課担当課長の項中「地域水道課担当課長」を「京北分室担当課長」に改め，同項第15号中「第18号」を「第19号」に改め，同項中第18号を第19号とし，第17号を第18号とし，第16号を第17号とし，第15号の次に次の1号を加える。

(16) 京北下水道条例第5条による計画の確認及び検査に関すること。

別表第2水質管理センター所長の項に次の2号を加える。

(8) 1件50,000,000円以下の工事施行に関すること。

(9) 1件5,000,000円以下の物件, 労力その他の調達に関すること。

附 則

この規程は, 平成19年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)